月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下「改正前の地方道路譲与税法」という。）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に〇・九八三を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇五六五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇二四を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、六、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、六、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び六、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八八円を乗じて得た額

［二　略］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ

月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下「改正前の地方道路譲与税法」という。）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に一・〇一五を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・八九三を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八三を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に三・六七〇を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　三、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県九月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

二　三、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県三月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五七八円を乗じて得た額

［二　同上］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ